

16世紀ロンドンにおける救貧組織

The Poor- Relief System in London during the 16th Century

出 羽 秀 明

Hideaki Dewa

I. はじめに

テューダー朝イングランドには、孤児、老齢者、病人、無能力者といった真正の貧困者に加え、働くことができる強壮な浮浪者が数多く出現し、貧困は中央政府、及び都市統治者にとつて放置できない問題となっていた¹⁾。

1531年に定められた法令の前文には、「このイングランド王国中のあらゆる場所において、ずっと浮浪者と乞食が増大してきており、そしてその数は、すべての悪徳の生みの親であり根元である怠惰によって、日々極めて著しく増大している。それによって、ひっきりなしに窃盗、殺人、そして他の極悪非道な犯罪や無法行為を引き起こし、…臣民の平和を乱し、害を与え、この王国の公益を信じがたい不安に陥れている。」と記され、当時の人々が貧者の増大によって感じた脅威を余すとこなく伝えている²⁾。

増大する貧民に対する初期テューダー立法は、主に旧い犯罪に関する類の法から成っていた。それらの法令は、『乱暴な「乞食」が「騒がしく群をなして」歩き回っていると言明し、柄や鞭で背中が「血まみれ」になるまで打つと彼らを脅した』³⁾。1531年の法令と同じタイトルの1536年の法令は、それまでの法令と同様に刑罰の威嚇によって浮浪者を取り締まる「残虐立法」であったことに変わりなかったが、1572年から1601年にかけてまとめあげられた、いわゆる旧救貧法の成立に至るまでのイギリス救貧法の発展を支配した原則が盛り込まれていた⁴⁾。そこでは、「以前 [1531年] の法令においては、すべてのハンドレッドの住民が、前述の貧しい人々の救済を如何に負うべきか、さらにハンドレッドに戻った強健な浮浪者を如何に仕事に就かせ、労働に従事させるべきかが定められていなかった」ことから、「本王国のすべての市、州、町、及び教区の全ての吏員及び聖職者は、全ての市、州、町、教区において、前述の法令に含まれるような貧者又は強壮な浮浪者が怠惰にうろつき、施しを求めて公然と物乞いに出掛けることがないように、…市、州、町の全ての統治者と聖職者が自発的、且つ慈善的な布施

voluntary and charitable almsによって、それらの貧者の全てを援助、救済、扶養すると同時に、全ての強壮な浮浪者と強健な乞食を強制的に労働に就かせ、継続させるべきこと。」とし、その財源は、「全ての市、ボロ、町の市長、長、及び全ての教区の教区委員ないし他の2人は、この目的で設けられた共同募金箱に、毎日曜日、聖祭日、祝日に善良なキリスト教徒の自発的、且つ慈善的な布施を集め、確保することによって、働くことのできない貧者、無能力者、不具者、精神病者、病人が、公然と物乞いに行かなくてよいように、供され、援助され、救済され得るような良い、思慮ある方法において、そうした思慮ある、妥当な条例を実施すべきこと。」とした。さらに、王国の全ての説教師、教区牧師、牧師補に、「告白の時と同様に全ての説教、聖職授任、数珠の結びの時にも、そしてまた遺書、又は遺言の作成の際にも、…貧しい、不能な、老衰した、貧乏な、窮乏した人々の救済のため、そしてラフラーズ、強壮な浮浪者、及び頑強な乞食を継続的な労働に就かせ、維持させるため、信者に慈善的布施と寄付をするよう強く勧め、促し、覚醒させ、かき立てるよう」、命じた⁵⁾。

この法令は、物乞いの絶滅を目指し、教区に自発的、且つ慈善的な布施・寄付によって、すべての不能な貧民を保護・救済する義務を負わせ、強壮な浮浪者を就業させることを意図したものであった。しかし、財源を自発的な布施・寄付に期待するだけでは充分な基金が集まつたとは考えられないし、強壮な浮浪者の就労に関しても、そのために教区の布施を使うべきこと以外に規定はなく、その後も1576年まで、たとえ彼らが望んだとしても仕事を供する努力はほとんどなされなかった。

首都ロンドンでは、こうした貧民問題は一段と急迫しており、中央政府や地方都市の施策に先だって組織的貧民救済策の実験に取り組まざるを得ない状況にあった⁶⁾。16世紀ロンドンは、イングランド最大の貿易港となり、商業・金融、そして行政・裁判の中心地であった⁷⁾。ロンドンは又、最大の人口中心地でもあり、1500年の5万人から1550年までにはほぼ7万人、さらに16世紀末までには20万人、1650年には40万人にも達した⁸⁾。この急激な増加は、地方からの人口移入によるものであった。貧民が全国各地から集中した。こうした人口移入の要因の一つは、15世紀中頃から16世紀前半の多くの地方都市の経済的停滞ないし衰退にあった。Norwich, York, Bristol, Coventryなどの地方中心都市をはじめ、南東部のCanterbury、西部のGloucester, Shrewsbury、北東部のStamford, Boston, Lynn, Yarmouthなどの中規模都市も衰退した。また、15世紀に繁栄していたSouthamptonも16世紀に入って衰退していった⁹⁾。こうした停滞・衰退によって貧民や失業者が増大していた¹⁰⁾。また、農村でも人口の急増による土地不足、及び囲い込みや耕地の牧場への転換によって貧民や浮浪者が増大していた。こうした人々が臨時雇いの仕事、家内奉公の口、または慈善にすべての望みをかけてロンドンに流入した。徒弟奉公のためにやってくる若者は以前から多かった¹¹⁾。

ロンドンの貧民の数は16世紀のうちに急激に増大した。Edward VI世の時代に、すべてのカンパニーとロンドン市内、及びそのリヴァティ内の区において、貧窮に陥った親方、及び世帯

主、父親のない貧しい子供、老人、盲人、不能者、及び怠惰な浮浪者の数の入念な調査が行われた。それによれば、父親のない子供が300人、病人が200人、子供の養育負担にあえぐ貧しい人々が350人、老人が400人、貧窮世帯主が650人、怠惰な浮浪者が200人の合計2100人であった¹²⁾。下院は1552年に「極めて多くの乞食、浮浪者、怠惰で怪しい人々が、この都市〔ロンドン〕内で増大してきていた。それによって公益は著しく損なわれている。そして悪弊が極めて増大し、上述の都市の安全と能力は著しく減少し、損なわれた。」と述べ、同年にロンドン市民から枢密院に送られた請願にも、「物乞いや盜みが溢れているのは誰の目にも明らかである。」と記された¹³⁾。1589年に市長は枢密院から、物乞いをして街路をうろつく浮浪者と怠惰な人々を規制し得る手段を講じるよう勧告され、1595年に市長によって実施された調査では、その管轄区域内に4132人の貧しい世帯主がいた¹⁴⁾。この数字が家族のすべての成員を含むのか、世帯主ではない貧者は含まれないのかは不明であるが、ロンドンにおける貧者の数は確かに増大していた。浮浪者の数は、1560年から1625年までの間に12倍にもなったとされた¹⁵⁾。

こうした増大する貧民の救済策の核心を成したのは、いわゆる王立ホスピタルの設立と、救貧事業の拡大に伴う経費の膨張を償うための強制的課税の試みであった。本論は、16世紀ロンドンの救貧政策の核心であったホスピタルの設立、及びその組織・運営の実態を明らかにしたものである。貧民の大幅な増大は、それまでの中世的貧民救済、即ち教会を中心とする宗教的慈善を無効にし、特に宗教改革以降、貧民救済が魂の救済と無関係となり、純粹に行政的な問題となる中で、ロンドン市当局による組織的貧民救済策が、その後地方都市へ波及し、さらに全国的な政策に拡大されることになったことから、それはイングランド救貧法の確立に極めて重要な意味を持ったと考えられる。

- 1) 貧民の増大は、すでに15世紀末から生じており、1495年、及び1504年に浮浪者取り締まりのための「浮浪者と乞食禁止法」が制定された。Statutes of the Realm, II, pp. 569, 656. 16世紀イングランドにおける貧民の増大は、この時期の人口の増大、毛織物工業・貿易における不安定さ、耕地の牧場への囲い込み、物価騰貴、疫病の流行、農業の不安定さ、修道院の解散、私兵廃止など、各種の要因が複雑に絡み合って生じたもので、これらの要因の1つのみでは、それ程の貧困は生じ得なかった。Pound, J., *Poverty and Vagrancy in Tudor England*. London, 1982. 人口の増大に関しては、Wrigley, E. A. and Schofield, R. S. *The Population History of England, 1541–1871*. 1981, pp. 528–9.
- 2) Statutes of the Realm. III, p.328. (22 Hen. VIII, c. 12)
- 3) Clapham, J., *A Concise Economic History of Britain, From the Earliest Times to 1750*. Cambridge. 1951. p. 296.
- 4) Statutes of the Realm, III, p.558. (27 Hen. VIII, c. 25)
- 5) rufflers, ruffelersは「主人なき仕える者」で、怠惰な人々の呼称。Nicholls, G., *A History of the English Poor Law*. Vol. I, London. 1904. p.123.
- 6) 例えば、English Historical Documents. vol. V. ed. by Williams, C. H., 1967. p. 199.
- 7) Fisher, F. J., *Commercial Trends and Policy in Sixteenth Century England*. Ec. H. R., vol. X, no. 2, 1940.

- 8) Finlay, R., *Population and Metropolis : The Demography of London, 1580-1650.* New York, 1981. pp. 51, 61-63. この時期、死亡率と出生率はほぼ同水準であったし、出生率も特に高くはなかったので、1600年前後で毎年6000人の移入があった。
- 9) 例えは、拙者「中世後半イギリス経済史研究」、中部日本教育文化社、1999年。
- 10) 地方都市における貧民の増大は、例えは Hoskins, W. G., *English Provincial Towns in the Early Sixteenth Century, Transactions of the Royal Historical Society, 5th Ser., Vol. 6,* pp. 17-8.
- 11) 1551年12月から、1553年9月までの間に、徒弟制と世襲によってロンドン市民となった者の地域別出身については、Ramsay, G. D., *Recruitment and Fortunes of Some London Freemen in the Mid-Sixteenth Century.* Eco. H. R., Vol. XXXI. No. 4. 1978.
- 12) Tudor Economic Documents. eds. by Tawney, R. H. and Power, E., London, 1951. vol. III, pp. 415-8. 以後 T. E. D., と表記。
- 13) T. E. D., vol. II. p. 306.
- 14) Eden, F. M., *The State of the Poor.* London, 1928. p. 21.
- 15) Beier, A. L., *Social Problems in Elizabethan London, Journal of Interdisciplinary History,* 9. 1978, pp. 204-5.

II. 王立ホスピタルの設立とその機能

(1) 宗教改革以前

中世イングランドにおいて貧民救済の役割は、教区、教会、修道院、及びホスピタルによって果たされていた。都市ではこれに宗教的、及び産業的ギルドが挙げられた¹⁾。

貧民は、教区のなかで親類縁者や隣人から、又は教会から施物を受けた。教会の十分の一税の1/3ないし1/4は貧民に帰属するというのが古くからの慣わしであった²⁾。修道院は地元の貧民、病人や老人に規則的に施しを与えただけでなく、放浪者に対しても粗末な食事や宿を提供した。ベネディクト修道士会では修道院収入の1/10は必ず貧者に費やすべきことが定められており、すべての修道院で施物分配役 portarius が指名された³⁾。

ホスピタル Hospital と呼ばれる施設は、修道院に付随して12・3世紀から多数設立された。もともと、この施設は余所者の宿所として古くから存続していた。後に修道士の病室とは別に地元の貧民や放浪者を扶養する施設が設置された。ホスピタルの語は現代的な意味における病院、即ち病人の治療・看護のための施設に限られず、養老院、救貧院、孤児院などとして、「老人男・女、ハンセン病患者、精神障害の男・女、貧しい妊婦、及びその他の貧しい人々を収容し、そこにおいて彼らを救済し、養い、回復せしむる」施設全般に宛てられていた。こうしたホスピタルは、「本王国の尊貴なる国王により、また聖俗の諸侯及び貴婦人、並びにその他種々の階級の人々によって、その設立者の靈魂の救済と功徳において、神とその栄えある聖母の名誉のために」建設され、設立者は、「この建物に対して彼らの動産、土地、及び家屋敷を夥しく贈与」してきていた⁴⁾。14世紀半ばまでに、イングランドにはあらゆる規模のホスピタルが散在し、その数は600以上にのぼった。

1536年にロンドンでは、その市壁内に15のホスピタルと4つのハンセン病院を数えた⁵⁾。これらのホスピタルは、その創設者・時期をはじめ、収容者も病人、貧者、精神障害者、盲目の人々、ハンセン病患者などさまざまであった。また、貧者の子供のためのカレッジを併設するものや、収容者をギルド成員に限定した施設もあった。The Hospital of St. Katharine by the Towerは、1148年頃に国王Stephenの妻Matildaによって13人の貧者のために創設された。1203年に設立されたThe Hospital of St. Mary without Bishopsgateは180床が備えられ、司教座聖堂参事会員の他、病人の世話をする平修道士と平修道女がいた大規模な施設であった。また、The Hospital of St. Mary within Cripplegateの起源は、ロンドンの絹物商William Elsingが保護もなく市街を徘徊する盲目の乞食に対して抱いた深い同情の念に負っており、1331年に男・女100人の盲目の乞食を収容することを意図して創設された⁶⁾。

ホスピタルは、その収入の多くを贈与された土地・家屋敷からの地代に負っていた。The Hospital of St. Mary without Bishopsgateの1535年の総収入 £562 14s. 6d / 2d. の内、£277余りはロンドン市内とその近郊の家屋敷からの収入であったし、The Hospital of St. Katharine by the Towerの同年の収入は £315 8s. 4d. で、その中には £211 19s. 6d の地代を含んでいた⁷⁾。ロンドンの富裕な市民の多くは、長い間その遺書の中でこれらのホスピタルへ財産の一部を遺贈してきていた⁸⁾。しかし、こうした遺贈の流れは、ホスピタルにおける院長や僧侶の墮落、収入や財産の濫用、独占によって15世紀には枯渇しはじめ、ホスピタルの大部分が衰退し、そのために「多くの男・女が援助と生計と救済を欠き、甚だしい貧窮のうちに死亡している。」状態であった⁹⁾。一方、ホスピタルの多くが、貧しい者に宿と食べ物とを無差別に提供していたので、多くの浮浪者が、「パンと肉とを漁り歩き、盗み取りつつ、ホスピタルからホスピタルへと」巡り歩くという弊害を生んでいた¹⁰⁾。

これら修道院に付属したホスピタルはSt. Kathrine Hospitalを除き、1536年の「小修道院解散法」、及び39年の「大修道院解散法」による修道院財産の没収、解散に伴って廃止された。The Hospital of St. Mary within Cripplegateは1536年の法令により解体され、The Hospital of St. Mary without Bishopsgateは、市の管理下での継続の嘆願にもかかわらず、1540年4月に廃止された。ホスピタルの廃止は、貧困全体に対して際だった影響はなかったとは言え、そこに庇護されていた人々を投げ出し、生計の手段を持たない人々の数を増加し、以後病人や無能力者の保護・救済を宗教団から世俗権力の任務とした¹¹⁾。市長Richard Gresham、市参事会員、及び市民は、Henry VIII世にSt. Mary's Spittle, St. Thomas's, St. Bartholomew's Hospital、及びTower Hillの小修道院の存続を求める請願をし、「それで、すべての働くことのできない不能者がそれらのホスピタルと小修道院によって救済され、すべての働く意志のない強健な乞食が罰せられ、そして神の恵みにより、布施を乞い求める人々が全く、又は僅かしか見られなくなる。」と述べた¹²⁾。

- 1) 産業的ギルド、特にリヴァリ・カンパニーの貧民救済については既に検討してきた。宗教的ギルドの貧民救済については、例えば、Smith, T., English Gilds. London. 1870.
- 2) 教会収入を4等分し、1つは司教、1つはその他の僧侶、1つは教会の建物の維持のために、そして残りの1つを貧者のために使うという慣習。Ashley, W. J., An Introduction to English Economic History and Theory. part I, The Middle Ages, vol. II, p. 306.
- 3) 修道院が貧民救済に果たした役割についてAshleyは、「ほとんどその役割を担わなかった。むしろ、それらの施しは乞食の階層の増大を促進する傾向にあった。」としている。ibid., p. 312.
- 4) Statutes of Realm, II, p. 175. (2 Henry V. c. 1.)
- 5) Stow, J., A Survey of London. London. rep. 1960 (Everyman's Library. 589.). pp. 438-440.
- 6) V. C. H., London. ed. by Page, W., London. 1974. vol. 1. p. 535. こうしたホスピタルとは異なり、Whittington's Hospitalは1424年にRichard Whittingtonの遺言執行人によって、13人の貧しいロンドン市民で絹物商カンパニーの成員のために建てられたものであった。
- 7) ibid., p. 535.
- 8) 例えば、Calendar of Wills. ed. by Sharpe, R. R., London. pp. 219, 235, 245, 361以後 Wills と表記。
- 9) Statutes of Realm. II, p. 175. (2 Henry V. c. 1.)
- 10) Ashley, W. J., op. cit., p. 320.
- 11) Lipsonは、「貧窮の流れが進展する以前に、中世における貧者の救済に役割を担ってきた宗教的、自発的機関は完全に崩壊した。そして、これまで物乞いの規制と浮浪の抑圧に限られた国家活動の分野の拡大は、今や不可避となった。」と記す。Lipson, E., The Economic History of England. vol. III. London. 1956. p. 410. また、Claphamは「宗教財團に対する宗教改革の攻撃は疑いもなく害をなした。」と記している。Clapham, J. A. op. cit., p.
- 12) Leonard, E. M., The Early History of English Poor Relief. 1965. p. 28.

(2) St. Bartholomew's Hospital

もともとSt. Bartholomew's Hospitalは病人の治療のための施設であった。Henry I世の治世、1123年にレヒアRahereと名付けられた聖アウグスティノ修道会の修道士によって小修道院と共にSmithfieldに創設された¹⁾。1133年の特許状がレヒア、司祭、修道会員、及びホスピタルの貧者に宛てられており、最初は小修道院とホスピタルは一つの施設として見なされていたが、13世紀初めまでには別組織となつた²⁾。ホスピタルで、奇蹟的に病気が治ったという話が伝わり、隣接の小修道院が巡礼地として評判を博するようになったが、1537年に解散させられた。1544年6月23日にHenry VIII世は市長の請願に応じ、St. Bartholomew's Hospitalを再建し、もし市会が同額を寄付するならば、年500marksを下付することを申し出た。市会はこのホスピタルとBethlem Hospitalを維持するために、年£500の寄付を集めることを約束し、12月に「市長と市民、及び住民とその後継者に、St. Bartholomew's Hospitalを永久に付与する。」との契約書を取り交わした。市当局はSt. Bartholomew's Hospitalに100床を設置することに同意した。それは暫く「the House of the Poor in Smithfield」と呼ばれていた。1547年に国王は開封勅許状によってそれを追認し、ホスピタルに付属する若干の不動産を付与した。その建物を改修し、設備を整えるために広範な寄付を必要としたが、おそらく充分な寄付は集まらなかつた。

市会が貧民救済基金を徴収する条例を定めたのはその年の9月であった³⁾。そこでは、「市長及び市参事会員によって、貧困、疾病、貧窮の者を救済、扶養、発見し、彼らを…国王Henry VIII世によって最近設立されたホスピタル house and hospytall [St. Bartholomyu Hospital]において扶養するべく決定された。このホスピタルは当市の市民と住民の費用、負担、並びに国王が同ホスピタルに寄進した土地、家屋敷の利益と収益により設立された。同市の教区教会内で毎週、人々から集められている信心と慈善の施与によってはよい結果を納めず、よき存続の徵しもない。それゆえ、本ホスピタルの改善と維持のため、本日、市長、市参事会員、及びこの市会に集まつた庶民、並びにその権威によって、以下のことを命じ、制定し、確立する。本市の市民と住民は、上述の貧しい人々の扶養に対して次の1年間、15分の1税の半分を支払うべきこと。」とし、その支払いを拒否するすべての者に対して、「動産を差し押さえることは合法である。」ことを定めた。1548年9月に4人の市参事会員と8人の市民がホスピタルの理事に指名された。

- 1) St. Bartholomew's Hospital の設立については、例えば The Book of the Foundation of St. Bartholomew's Church in London. ed. by Moore, N., E. E. T. S., Original Series, 163. rep. 1996.
- 2) V. C. H., London. pp. 520-24.
- 3) T. E. D., vol. II, pp. 305-6. これはおそらくイングランドで最初の救貧税であり、1572年に中央政府が救貧税法を定める四半世紀も前のことであった。ロンドンでは、1533年に教区民から毎週布施を集め、それを教会の扉の前で貧民に分配する人を任命していた。Leonard, E. M., op. cit., p. 26.

(3) Christ's Hospital

市の北西部のFarringdon Within区のNewgateのすぐ内側に位置したフランシスコ修道会の修道院Greyfriarsには、Edward I世の妃Margaret, Edward II世の妃Isabellら著名な人々の墓があった。このGreyfriarsは1538年11月12日にHenry VIII世によって活動を停止され、1544年には対仏戦争の略奪品の倉庫として使われた。その後、墓の大理石やアラバスターをはじめ価値ある物はすべて売り払われ、空家のまま放置された。

Greyfriarsは、すべての建物、土地、食堂、図書館、チャプターハウス、大回廊と共に1547年12月27日にロンドン市長と市民に下賜された。市はSt. Bartholomew's Hospitalが正式に引き渡された後、直ちに他のホスピタルを提供する必要を感じなかつたので、Greyfriarsの利用をすぐに進めなかつた。市当局者は政府による1547年の、「浮浪者の胸にVの烙印を付けて2年間通告者の奴隸とし、もし彼が使役から逃亡すれば、枷をはめ、額にSの烙印を付けて終身奴隸とする。それでも再犯すれば重罪人として死刑に処す。…そして、浮浪者としてうろつく乞食の子供は、彼らの意志にかかわらず両親から引き離し、女児は20歳、男児は24歳に達するまで召使いや徒弟として仕えさせる。」との残虐法の効果に期待した¹⁾。しかし、St.

Bertholomew'sにはたった100床しかなく、急増する貧者を収容するには不十分であることは明白であった。こうした貧者を排除し、彼らを国家にとって有益な成員にする方策を講じることが求められた。市長 Richard Dobbs はこの仕事に熱心に取り組んだ²⁾。1552年に市長のもと、その企画を検討する30人の市参事会員と市民から成るブルーリボン委員会が設置された。委員会は市参事会員がそれぞれの区を調査し、「父親のない子供、病気の人々、子供を養うのが過重な貧しい人々、老齢者、衰退した世帯主、怠惰な浮浪者」の人数を提出するよう求めた³⁾。先ず、1552年7月に市当局者は、当時空き家で多くの貧者や浮浪者が寝泊まりしていた Greyfriars 修道院の建物を「父親のない、援助のない子供」の受け入れと教育のためのホスピタルに転換することを企図した。孤児の数が増大していた。雇用の機会を求めて地方からロンドンに来た人々の子供の多くが、親の不運から見捨てられ、時には非嫡出子がロンドンにもたらされ棄てられた。こうした孤児を収容するために建物が修理され、同年11月までに Christ's Hospital への転換が完了し、340人の子供が収容された⁴⁾。

Christ's Hospital の機能は、他のホスピタルのそれよりもずっと込み入っていた。Christ's Hospital は孤児の救済施設としてのみならず、教育施設として、そして又、貧民救済施設として機能した。孤児はロンドン市民の子供に限らず、さらに老人や身障者も収容した。その目標は、これらの子供を大人としてまともな生活をするための糧を得ることができる職業を身に付けさせることによって貧困を終わらせ、社会の役に立つ、生産的な市の成員として戻すことであった。ホスピタルは徒弟制度と密接に結びつけられ、孤児が徒弟奉公にふさわしい年齢に達するまでに教育・道徳的訓練がなされた。孤児院としての Christ's Hospital の役割は革新的なものではなく、もともとロンドン市民は孤児の世話をする慣習を持っており、市当局は孤児となった市民の子供のために死亡した者の財産とその孤児に対する責任を負った⁵⁾。市長は子供が成人するまで食べ、住み、着、教育されることを保証し、子供の遺産をごまかされないよう指名した後見人が正当に相続財産を維持し、成人になった時に引き渡すのを監視した。孤児裁判所 the Court of Orphans は、遺産目録の作成や遺産の分割を監視し、遺産目録の提出となり不正を糺した。この時代、孤児の語は両親のいない子供ではなく、父親のいない子供を意味し、母親のいない子供は孤児と見なされなかった。Bridewell の王宮を市に下付することを請願した折りに、「Christ's Hospital、それは父親のない者の施設である」と明記された。

1) English Historical Documents. vol.5. ed. by Williams C. H., London, pp. 1029–1032. 「浮浪者」として、1531年の法令では、強壯で働くことのできる乞食、Oxford, Cambridge 大学生、難破を装う船員、偽代理人、免罪符売り、大道芸人、及び香具師があげられ、1597年の法令では、その他に熊の見せ物師、演歌師、狂言師、手品師、行商人、鑄掛屋、出獄者、偽罹災者、ジプシーを装う乞食などがあげられている。T. E. D., vol. II, pp. 328–31, 346–354. Nicholls, G., op. cit., pp. 182–3.

2) Richard Dobbs は Yorkshire の Batley の Robert の息子で、皮革商カンパニーの組合長、市参事會

- 員を勤めた。Record of the Skinners of London. ed. by Lambert, J. J., 933. pp. 103, 171, ff.
- 3) T. E. D., vol.III. pp. 415–420. この調査の後、貧者救済のための基金箱が教会や公共建物などに置かれ、委員はその職業と能力に従って総額約 £548を寄付した。Manzione, C. K., Christ's Hospital of London, 1552–1598. London, 1995. p. 34.
- 4) このホスピタルが正式に機能し始めたのは1552年11月21日であった。1ヶ月後のクリスマスに、市長と市参事会員がSt. Paul寺院へ向かった時、340人の子供らが赤い制服を着て立ち並んだ。Stow, J. op. cit., p. 286.
- 5) 孤児を残した死者の遺言執行人が3ヶ月以内にその動産について遺産目録を作成し、原則としてその1/3づつを未亡人と子供へ、残りの1/3を死者の意志に従って使用することになっていた。例えば、毛織物商のJasper Alleynはその遺書で、「ロンドン市の賞賛に値する慣習により」、遺産を3等分している。Wills. p. 655, 682, 689. ff.

(4) St. Thomas Hospital

テムズ河対岸のSouthwarkに建つSt. Thomas Hospital (St. Thomas the Apostle Hospital)は、ロンドンの貧しい病人と虚弱な人々を治療・看護する施設として、即ち、現代的意味における「病院」として機能すべく設立された。St. Thomas Hospitalは、他に行くべき所のない全ての身障者、及び老齢の人々を街路から排除することを意図し、「彼らは全てSouthwarkのSt. Thomas Hospitalに移され、そこで食べ物、飲み物、及び宿を持つべきこと。そこの外科医、及び役員は彼らの世話をすること。」とされた¹⁾。この時代、老齢であること自体が病気と考えられたのか、老齢の人々がより病気に罹りやすい傾向がみられたかは明らかではない。Christ's Hospital や Bridewell Hospital と違い、St. Thomas Hospitalは新設のホスピタルではなかった。1106年頃、St. Mary Overy修道院の境内に病人と貧民の使用に充てられた建物があった。この小修道院の付属建物はSt. Thomas of Canterburyによって設立され、その列聖の後、その名前で呼ばれていた。この建物は1213年の大火の際に大きな被害を受け、その後1215年までにSt. Thomas the Martyrに捧げられた新たなホスピタルがWinchester大司教Peter des Rochesによって建てられ、1535年には貧者用に40床が備えられ、食べ物と暖が提供されていた²⁾。1540年に活動を停止された後、その守護聖人はThomas BecketからSt. Thomas the Apostleに代わり、新たにSt. Thomas the Apostle Hospitalの名称となった。1551年にEdward VI世は、「ロンドンとその近郊の公の道路・場所において物乞いする病気や虚弱な貧者の悲惨な状態」を鑑みて、ロンドン市長と市民に "the hospital of Saynt Thomas in Southwarke" と呼ばれるthe hospital of Thomas Becketの建物・土地を教区牧師館、ホスピタルに所属する歳市などと共に付与した³⁾。そこには「the sick and infirm poor of the said hospital and poorhouse」と記されており、この施設は、病気や虚弱な貧者を収容する「ホスピタル及び救貧院」であった。このホスピタルの購入についての交渉が翌年2月に大法官との間で開始され、8月までにホスピタルと教会、及びその基本財産がロンドン市に捺印証書によって移管された。購入費用は、£2,461. 2s 6d にのぼった。こうしてSt. Thomas Hospitalは1552年2月に修

復が始まり、都市管理のもとに再開され、11月に260人の“老齢者”と身障者を受け入れた^{4)。}

1) English Historical Documents, vol. V, pp. 1038-9.

2) V. C. H. London., pp. 538-541.

3) English Historical Documents, op. cit., pp. 1038-9.

4) Stow, J., op. cit., p. 368.

(5) Bridewell Hospital

貧者の中には働く意志のない、怠惰な者がいた。Bridewell Hospitalは、「ロンドンの貧しい怠惰な人々の授産所とすべく」設立され、そこでは「大量の浮浪者が仕事に就き、市民の費用で救済された」¹⁾。

もともとBridewellは、1515-20年にFleet川の堤に建てられたHenry VIII世の宮殿で、その後1531年にはフランス大使に貸与されていた。1552年1月、ロンドン主教Nicholas Ridleyはホワイトホール宮で国王に説教を行い、その中で病人と貧者の救済の必要を力説した。同年5月、彼は William Cecil卿に、「なにとぞ彼〔貧民〕に親切にして頂きたいと懇願する次第です。彼は、(ご承知のとおり) ロンドンの街路において空腹、裸と寒さに悩みつつ宿るところもなく、非常に長い間、野外で寝てこられました。今では彼ら〔市民〕が喜んで彼を元気づけ、そして食べ物、飲み物、衣服や薪を惠んでいます。しかし、残念ながら、彼ら〔市民〕は彼〔貧民〕のための宿を持っていません。… Bridewellと呼ばれる国王陛下の広い大きな空き館があります。…この館はキリスト〔貧民〕をお泊めするのに立派に役立つことあります。」と記した書状を送った²⁾。

同年、市は代表団を指名し、Bridewell王宮を貧民のワークハウスとして使うことを求める請願を枢密院に提出した。そこには、「物乞いと窃盗が増大したことは誰の目にも明らかであり、…それらの矯正のために、これまで極めて多くの法令が制定されてきたが、ほとんど改善されてきていない。…すべてこの窮乏と物乞いの原因は怠惰にあった。…物乞いの矯正は仕事に就くことである。…極めて多くの乞食が下劣で有害なサービス、戦争、病気、又はその他の不運によって窮乏に陥っており、彼らは全く信用を失い、彼らが働くのを望んでも、すべての人々から怪しまれ、恐れられ、仕事にほとんど、もしくは全く受け入れられない。それ故、何かしら雑多な仕事を備える施設を作ることによってしか、この悲惨な状態を改善する方法はあり得ず、それによって働くのを望む貧者を訓練することができ、御し難い、丈夫で壯健な浮浪者を国家にとって有益に生存させ得る。…貧しい、貧窮した人々の群の中には、援助者のない貧しい子供、老齢者、病人と不能者、そして強壮な浮浪者ないし怠惰な人々の三種類がある。前二者については既にその救済が始まっている。今や第三の者のためにワークハウスを設立し、ここに強健で怠惰な者を収容する。その数は膨大になると思われる所以、彼らが働く場所も大規模なものにしなければならない。従ってBridewellの王宮を求める、請うべく我々をつき動か

した。その立地と規模は、この目的のために用いることができ、…極めて好都合であると思われる。」と記された。そして、王宮には、「前述の類の人々が訓練される各種の職業、その中には、…帽子の製造や、特に手の使える足の不自由な人たちのための羽根布団用被地作り、梳毛、針金作り、紡績、編み物、絹糸巻き、その他有益な職業を設け、頑強で悪辣な者は、…釘や他の鉄製品の製造に従事させること。」とした。これらの職業の運営と資金については、「すでに存在する2つの施設、即ちChrist's HospitalとSt. Thomas Hospitalに善き市民の慈善が増大するだろうことを疑わない。その上、St. Bartholomew's Hospitalに収容される貧しい人々の援助と扶養に市民が毎年£500を維持していたので、最も必要な第三の建物が装備されるだろうことは何ら疑い得ない」。また、「怠惰な者が仕事に就くための原料の供給は、若干の善良で親切な市民が羊毛、糸、亜麻、鉄線、皮革などもたらすのを約束し、それが仕上げられた時、その製品を買い受けることを引き受けた」³⁾。

1553年春、Edward VI世はBridewellの王宮をロンドン市に下付し、その改修と維持のために700marksと王宮のすべての寝台と寝具を与えた。Bridewell Hospitalはロンドンの救貧組織の最も特徴的な施設であり、貧者に対する公的政策の新たな出発を示した⁴⁾。このホスピタルに収容されたのは働く能力のある男・女の貧民であった。これらの人々は墮落によって怠惰になったと信じられ、世俗権力者はこれらの人々を社会秩序に対する脅威として見ていた。浮浪者の群は絶えず害を及ぼし、社会にとって危険な存在であった。16世紀、とわけロンドンにはこうした身体強健な浮浪者が急増しており、Bridewellで罰せられた浮浪者の数は、1560—1年の年69人から1578—9年の209人、1600—1年の555人、1624—25年の815人に増大した。これはロンドンの総人口の増大率の3倍であった⁵⁾。

Bridewell Hospitalは、2つの異質な機能を遂行した。一つは怠惰な者の処罰の場、矯正院としての機能、もう一つはワークハウスのみならず、若者のための職業訓練所としての機能であった。Bridewell Hospitalは、主に浮浪者が刑に服する場所であり、特にMaryの治世の末期には単に浮浪者や娼婦を罰する懲罰施設としての機能を充分に果たしていた。1557年に教区委員は街路を巡視し、浮浪者を探し出し、Bridewellに連行するよう命じられた。浮浪者は、おそらくホスピタルの入口で身体が血塗れになるまで鞭打たれ、男は織布、染色、帽子作り、手袋作りなど、女は紡織や編み物などの就労を強制された。食事はパンと水で、熟練度によって内容が異なった⁶⁾。浮浪児はその教区の監視人によって送り込まれた。時に、孤児になった市民の子供も受け入れられ、種々の職業によって訓練された。1630—1年には、4人の絹織布工、2人のピン製造工、2人の亜麻仕上げ工、5人の手袋製造工、1人の麻織布工、1人の大工があり、徒弟をとり、指導していた。これらの親方は無料でホスピタル内に住んでいた。徒弟の数は106人にのぼった⁷⁾。

1553年6月26日にEdward VI世は、「貧しい、父親のない、老衰した、老齢の、病気の、衰弱した、虚弱な、そしていろいろな病気で弱っていく人々の悲惨な状態を哀れみ」、Christ's

Hospitalなど、市のホスピタルの理事として市長、市参事会員、及び市民に正式に法人格付与の特許状を与えた。こうして、ロンドンに真正な貧者の内、病人と老人のためのSt. Bartholomew's HospitalとSt. Thomas Hospital、孤児のためのChrist's Hospital、強壯な乞食、浮浪者のためのBridewell Hospitalの4つの王立ホスピタルが再建、もしくは創設された。

- 1) Stow, J., op. cit., pp. 351, 440.
- 2) T. E. D., vol. III. p. 312.
- 3) T. E. D., vol. III. pp. 306-328.
- 4) 毛織物商カンパニーはその設立に積極的にかかわった。1555年3月に、理事からの令状を受け取り、そこで遂行されるべき職種に関して意見を求められた。次の年、市長の要請で新たな建物の建設に£100を寄付した。1553年に組合長であったSir William ChesterはSt. Thomas, Bethlem、及びBridewell Hospitalの総裁となった。The History of the Worshipful Company of the Drapers of London. ed. by Johnson, A. H., vol. II, Oxford, 1915. pp. 115-6.
- 5) Slack, P., Poverty and Policy in Tudor and Stuart England. London. 1988. pp. 93, 94.
- 6) V. C. H., Yorkshire, iii. p. 469., Hampshire, v. p. 424. Lipson, E., op. cit., vol. III. pp. 424-5.
- 7) Leonard, E. M., op. cit., pp. 351-5.

III. ホスピタルの組織と運営

(1) 人員構成

4つの王立ホスピタルは、市長と市参事会員の監督のもとにあったが、争い事があったり、援助を求められた時以外は何ら干渉しなかった。市長は監獄、ホスピタルを含むロンドンのすべての施設に責務を負った。それ故、市長はすべての王立ホスピタルの活動に対する最終責任を負った。そしてほとんどなかつたが、理事団の決定を覆すことができた。

4つの王立ホスピタルは貧者救済という共通の目的のもとに設立されたが、先述のように救済の対象はそれぞれ異なっており、個別の施設として機能し、自立的に運営された。それぞれのホスピタルの資金源は、別々に維持され、あるホスピタルに贈られた遺産は、その遺贈者の意図した目的のためにのみ使われ、他のホスピタルに転じることはなかった。ただし、これらのホスピタルは全く分離・独立した施設ではなく、その管理・運営において互いに結びつけられていた。その収容者についてはお互いに補い合い、より適した施設に移すことが行われた。Bridewellに収容された浮浪者が病気であったら、St. Bartholomew'sないしSt. Thomas Hospitalに送られ、Christ's Hospitalの孤児が徒弟修行のためにBridewellに移された。

中世、ホスピタルは1人の司祭のもとにある小さな小屋から、大僧院にも匹敵する立派な建造物に至るまで、さまざまな規模のものがあった。従ってその人員も多様であったが、通常は1人の院長、祭儀を行う2、3人の司祭、収容者の世話をする聖・俗の兄弟、姉妹から構成された¹⁾。1523年の法令によれば、The Hospital of Savoyにはその建物全般の指揮・監督、その財産管理に関する義務を負った院長をはじめ、家令、聖具室係、聴罪司祭、慈善宗教団員の役割を担った4人の牧師、それ以外に2人の司祭、4人の供物係、1人づつの調理人と副調理人、

1人づつの守衛と副守衛、1人の庭師、1人の婦長、そして12人のおそらく看護係の女性がいた。院長は年£30、牧師は£4、司祭は£3 6 s. 8 d.、他はそれぞれ職務に応じて俸給を受け取った。院長以外はホスピタルの経費で賄われた。St. Bartholomew's Hospitalは、1532年には1人の院長と8人の修道士から構成されていたが、再建後は1人の院長と4人の牧師、即ち副院长、副牧師、慈善宗教団員、Newgateの囚人の監察員、そしてこれらに病人を看護する修道女が加えられた。1547年に国王がロンドンにホスピタルを付与した時、教会の教区牧師と慈善宗教団員は病気の入院者の精神的欲求を満たすべきこととされた。ホスピタルの運営は12人の理事に委ねられ、その内4人は市参事会員で、市長によって選ばれ、任期は2年であった。毎年6人が入れ替わった²⁾。また、1551年にEdward VI世によりSt. Thomas Hospitalに付与された開封勅許状によれば、そこにはそれぞれ2人の牧師と女性ないし修道女、1人の守衛、1人の専門外科医が維持された。牧師は救貧院の貧者、職員、そしてSt. Thomas教区民への祭礼、礼拝を行った。女性ないし修道女は貧者の世話をし、必要に応じて衣類の洗濯をした。守衛は貧者の入・出所の際に門扉を開閉した。外科医は収容された病人を診た。さらに、1人の正直で分別ある、敬虔な人が置かれ、監視役、及び市長らの代理としてホスピタル、及び救貧院を監視し、収入の管理を行った³⁾。

4つの王立ホスピタルの管理・運営のために定められた1557年付けの条例の中にホスピタルの役員や職員らに関する記述がある⁴⁾。その組織は厳密なものではなく、あいまいで、適応性があった。Christ's Hospitalに総裁、理事、役員、及び職員が置かれたように、ホスピタルの人員は理事団と被雇用者に大別された。理事団は、複数の総裁と理事の他、役員として会計役、施物分配役（慈善役）、検査役、地代役、監視役が置かれ、正式に役員会に出席する義務を負った。役員会はほぼ隔週に、違反者、盜人、浮浪者に関する案件を論じた。理事団はホスピタルの政策を決め、決定事項を実行し、日々の活動を厳格に指導した。総裁は市長に次ぐ重要な役職で、ホスピタルの利害を代表して総会に出席した。総会はホスピタルの総裁、理事、役員から構成され、少なくとも32人の理事の出席を必要とした。年次選挙集会はその1つであった。毎年、St. Matthewの祝日（9月21日）に、全てのホスピタルの理事と役員はChrist's Hospitalで総会を開き、新たな役員と理事を選出しないしは再指名した。総裁には俸給は支払われなかつた。それぞれのホスピタルに若干名の理事が置かれた。彼らは他のホスピタルの理事からの干渉を受けることなしに、各々のホスピタルを運営したが、理事全員がすべてのホスピタルに関する権限と責任をもつた。先述の条例によれば、「66人の理事が指名されるべきこと、その内の14人は市参事会員であり、残りは真面目な市民であること。」とされた。Bridewell Hospitalでは、「淫らで怠惰な者」の収容、親方のない者の居る場所の検査、それを匿った者の処罰、院内の仕事の管理など広範な責任と管理を委ねられた30人の理事団が置かれた。その内の6人は市参事会員で、内2人はかつて市長職にあった者の中から選出された。残りの24人は市民から選出・指名された。それぞれ半数の者が毎年改選された。これらの理事団の内、「尊敬でき、

最も賢明で信用できる」1人が会計役となり、任期は1年であった。彼は現金の授受と、仕上げ、又は未仕上げ商品の管理をした。理事に就任した人々の多くは市の指導的市民で、市、ギルド、そして教区の役職に就いた人々であった。彼らは単なるホスピタルの理事ではなく、市長、市参事会員、カンパニーの組合長や監事として、そして教区役員として活動したロンドン市共同体の代表であった。Christ's Hospitalの初代理事で、St. Thomas Hospitalの理事でもあった食料品雑貨商Sir John Riversは、1565—66年にシェリフ、1573—74年に市長を勤めた。また、皮革商Richard Saltenstallは、1588—89年にシェリフ、1597—98年に市長、1586—87年に国会議員、さらにマーチャント・アドヴェンチャラーズ組合長、ロンドンの関税徴収吏を勤め、その後St. Thomas Hospitalの会計役、1591—92年にChrist's Hospitalの理事に就任した。これら理事のほとんどは12大リヴァリ・カンパニーの成員であった。1545—46年のMartin Bowesから1611—12年のJames Pembertonまでの63人の市長就任者の内、John WattsとRobert Leeの2人以外は全て理事に就いた。通常、一つのホスピタルの理事は他のホスピタルの総裁、会計役などの役職をも勤めた。1556—57年にChrist's Hospitalの理事となったEdmund Styleは、1557—8年にSt. Bartholomew's Hospitalの理事に加えて会計役をも勤めた。総裁には、洋服仕立商Thomas Offley、食料品雑貨商Thomas Ramsey、皮革商Wolstan Dixie、金細工師Richard Martinら市参事会員、シェリフ、市長を務めたことのある古参の市民が選ばれた。

また、4つのホスピタルに対して責任を持つ総管理長と総監督長が、理事の内の14人の市参事会員の中から年次選挙集会で毎年指名され、ホスピタル間の争いや個人間の争いを解決し、ホスピタルの選挙を指導した。総管理長はまた帳簿の監査を行った。総監督長の役割は明確に定義されていなかったが、総管理長が不在の時にその代理を務めた。Thomas Offleyは、1559—63年にChrist's Hospitalの総裁を務め、1564—65年と1560—70年にBridewell Hospitalの理事、1570—71年から1575—76年に総管理長となり、1582年にChrist's Hospitalに£100を遺贈した⁵⁾。

被雇用者は、Christ's Hospitalでは書記、婦長、看護婦、用度係、料理人、酒倉係、守衛、典礼係、靴屋、教育係などが置かれ、彼らは常勤の職員で、仕事に応じて俸給が与えられた。また、Bridewellでは収容者の日々の管理を行う、職業に熟練し、信用できる男・女の職工長が置かれ、彼らは職場をうろついたり、仕事を怠けた者を矯正し、罰する権限を与えられた。他に守衛、料理人、用度係などがいた⁶⁾。

1) St. Bertholomew's Hospitalには院長、司祭、兄弟・姉妹が置かれた。Stow, J., op. cit., p. 30. 10人の窮貧女性と6人の子供が収容されていたThe Hospital of St. Katharine by the Towerには、3人の兄弟、姉妹、司祭、6人の教会に仕える書記、子供らのマスターの他、用度係、酒倉係、料理人、副料理人らの要員がいた。V. C. H., London. pp. 520—525.

2) V. C. H., London. p. 523.

3) English Historical Documents. vol. V. p. 1039.

- 4) その他、この条例では総会の開催、理事の選出、役員の義務などの規定が定められた。Leonard, E. M., op. cit., p. 36, n. 1.
- 5) Richard Saltenstall, Wolstan Dixieについては、Lambert, J. J., op. cit., pp. 241-4, 245, 246, 379.
- 6) T. E. D. vol. II, pp. 306-311. 1630年の貧民救済委員会の調査結果に基づいて作成された Bridewell Hospitalの報告書によれば、そこには牧師、書記、用度係、守衛、婦長 がそれぞれ1人ずつ、4人の典礼係、1人の外科医、2人の儀式係、1人ずつのレイカーと汲み取り人の10種の役員がいた。書記は帳簿の記入と管理をし、年20liの賃金を得ていた。レイカーはホスピタルから汚物を運び出した。

(2) ホスピタルの財政

1587年にJohn Howesは、「St. Bartholomew's Hospitalにおいては、通常140人を扶助し、かつ年に442人の病人の看護をしている。そして、通常これらの貧者とそれに関わるのに必要な職員のためにほぼ年700li. を費やしている。St. Thomas Hospitalにおいては、それはそれぞれ200人と400人で、900li. ほどを、Christ's Hospitalにおいては、通常540人の貧しい子供を扶養し、その内の150人が毎年いろいろな奉公や大学に進む。そして、年金受給者と呼ばれる貧しい、衰退した世帯主への支払い、そして子供らへの経費と各種の職員への俸給の支払いは4300li. にのぼる。」と記した¹⁾。

ロンドンの救貧組織の核であるホスピタルの財政状況は、その創設時から順調であったとは言えなかっただし、その後の運営資金にも不足をきたすことが頻繁であった。例えば、1552年のSt. Bartholomew's Hospitalの報告では、「国王から下賜された時、そこは極めて荒れ果てた状態であった。しかし、今は100床が維持され、ここ5年間に172人が死亡したが、平均800人を治療してきた。…経常支出は、ほぼ年£800にのぼるが、その収入は£666余りしかなく、不足分は、慈悲深い市民によって埋め合わされた。」と記された。またChrist's Hospitalでは、1552年から1598年の47年間の内で支出超過の年がほぼ半分の22年もあり、1556年にそれは£1975にも達していた。Bridewell Hospitalは1590年代に財政状況の悪化から、深刻な閉鎖の危機に立たされた。

修道院が管理していた救貧基金が都市当局の管理に委ねられたが、それは微々たるものであった。1536年の法令によって、市当局がその貧民の面倒を見ることが義務づけられ、これに必要な費用は、「自発的、且つ慈善的な布施」で賄うべきこととされていた。しかし、ホスピタルを購入、再建・改修し、さらに維持していくのを市民の寄付に頼るには余りに金額が大きかった。St. Thomas Hospitalは購入費用だけでも£2500にのぼり、Christ's Hospitalの改修費用には£326余を要した。「信心と慈善の布施」はホスピタルの貧者を維持・扶養するのにも不充分であった。前述の「強制的救貧税」の徴収を定めた1547年の条例で、15分の1税の半分をホスピタルにおける貧者の扶養に用いることになったが、新たな組織に必要な資金を強制的に徴収するのは容易ではなかった²⁾。従って、その翌年の4月に貧者救済のための団体が設立され、それには市長と市参事会員のほとんどが所属し、彼らはそれぞれ1/2 markから1 markを

寄付することに同意した。これとは別に、同年12月に市会は国王に約束したホスピタルのための年500 marksを支払う条例を定め、それを59のリヴァリー・カンパニーに割り当てた。いくつかの小規模カンパニーはこの徴収に反対した。市民は貧者のために義務を果たすのに決して前向きではなかった³⁾。また、1552年の貧者調査の後、貧民救済のための募金箱を教会や公共建物などに置くことになった。

王立ホスピタルの名称にもかかわらず、ホスピタルは確たる財政基盤を持たなかつたので、その収入は極めて不安定で、その収入のほとんどを日々の維持・運営費に費やした。Christ's Hospitalの1552年から1598年の間の平均総収入は年 £ 2,751 13s. 11d. で、総支出は年 £ 2,745 7d. であり、僅か £ 6 余りの黒字しかなかつた⁴⁾。

ホスピタルの収入源は、主として教区徴収金、地代、遺贈、寄付金であった。この他に毛織物市場のBlackwell Hall, Bay Hall, Worsted Hallからの入館税 hallage の受け取りや埋葬料といった収入源もあったが、かなりの収入をもたらしたのはBlackwell Hallのみであった。Blackwell Hallで集められたお金は、Christ's Hospitalの2番目に大きな収入源であった。その最初の記入は1557年4月13日で、100 Li. を受け取っている。

教区徴収金は、教区で徴収された現金でホスピタルの最大の収入源であった。WalbrookのSt. John's 教区の1572年9月10日からの1年間の帳簿によれば、徴収員は £ 16 17s. 5d. を受け取った。その内の £ 5 3s. 4d. が教区の貧者に年金として、 £ 9 15s. 9d. が Christ's Hospital の会計役に支払われた⁵⁾。Christ's Hospital の年平均額は £ 958 16s. 4d. で、総収入の34.9%を占めた。多い時は1553年の £ 1,929 8s., 少ない時は1557-8年の僅か £ 4 11s. 4d. と大幅な変動があった。それぞれの教区は富に差があるので、その徴収金額は異なつた。4つの王立ホスピタルへの割り当ては市当局によって指示されたが、それぞれの教区は寄付する金額を決めていた。教区は、通常の教区徴収金の他に、St. Giles 教区がそこから収容された2人の子供の被服費に £ 1 を与えたように、子供の扶養費を別に提供した。

皮革商 Laurence Atwill が St. Bartholomew's Hospital に Old Fish 街の土地、家屋敷を遺贈したように、ホスピタルが遺贈によって所有した不動産からの賃貸料も貴重な収入源であった⁶⁾。もともと、ホスピタルには付随した若干の不動産が付与された。St. Thomas's Hospital はその建物・土地と共に教会、中庭、納屋、家畜小屋、鳩小屋、池、果樹園、庭園、そしてホスピタルに属する歳市、教区ホスピタルの全ての財産、他の幾つかの教区の土地、家屋敷などを付与された。Bridewell Hospital には王宮と共に、年 £ 450 の価値のある The Hospital of Savoy の敷地と地代が付与された⁷⁾。Christ's Hospital が得た賃貸料の中には、家屋、家屋敷、庭園、果樹園、土地、土地付き家屋、居酒屋、そして風車さえ含まれた。風車は St. Sepulchre 教区の Newgate の外にあり、年 £ 5 で賃貸された。こうした不動産賃貸料は平均 £ 231 16s. 6d. で、平均総収入のたった9%を占めたにすぎなかつたが、安定し、潜在的に増大可能な唯一の収入源であった。とは言え、賃貸建物の維持・修理にかなりの費用を支払わねばならなかつた。

1581年12月に年額£ 3 6 s. 8 d. で賃貸していた家屋の修理費として£10 12s. 9 d. を支払った。

Bridewellの深刻な財政状況を改善した雑貨小間物商 William Whitmoreをはじめ、1554年にパン屋のThomas Clayton, 1559年に靴工のThomas Nicolson, 1567年に洋服仕立商のThomas Thomlynson がChrist's Hospitalに、また1568年に小間物商 Richard Crymesが£40をロンドン市と「Christ's Hospital, Brydewell, and St. Thomas's Hospitalの理事」に、1588年に皮革商 Laurence AtwillがSt. Thomas, 及びChrist's Hospitalにそれぞれ年£ 5 を遺贈したように現金の遺贈は数多くみられ、1550年代にはロンドンの遺贈の半分を占めた⁸⁾。時には、Alice Middletonによる£500のような大金の遺贈もあったが、Anthony Calverleyが3 s. 4 d. を遺贈したように、通常数シリングといった少額が多かった⁹⁾。現金の他に、物やサービスの寄贈もあった。1548年に毛織物商のJasper Alleynは、St. Bartholomew's Hospitalに現金の他、衣服と石炭を遺贈した¹⁰⁾。1552年に、クリスマスに子供たちにパイを作つてやるために何人かの人々が£28 s. 4 d. をChrist's Hospitalに寄付した。3年後、絹物商カンパニーから子供たちの衣服用に40反の布が贈られた。こうした遺贈による収入はChrist's Hospitalでは総収入の8.4%を占め、1585年には総額£624 11s. 11d. にも達した。£10以上の遺贈は、「the Book of Legacies and Benefactors」と呼ばれた特別の帳簿に記入された。1560年に未亡人Agnes Runtは、亡き夫の皮革商Thomasの意志を継いで£100を遺贈した。ホスピタルへの遺贈者の多くは、ホスピタルの理事、市参事会員、及び役人、ギルド成員らであった。1592-3, 95-6年にSt. Bartholomew's Hospitalの理事を勤めた洋服仕立商のRichard Venablesは、1598年に£40、市参事会員であったPeter Haughtonは1597年に£150、そして嘗てそこに収容され、その後両親の元に戻り、市の書記になったRobert Marriottは、1591年に£10をChrist's Hospitalに遺贈した。

寄付は通常個人によるもので、「a gift of money」や「a charitable contribution」として記述されたが、市議会の議長、Blackfriarsの住人、スチルヤードの商人らをはじめ、ある船乗りがニューファンドランドの漁から無事帰還したことへの感謝の記しとして、ポルトガル大使がTower streetの門前に捨てられた子供のため、そして親戚がその子供の入所費用の一部を、といった寄付もあった。1569年に違法な計量器を用いた人々に科された罰金£10 19s. がSt. Thomas, Bridewell, Christ's Hospitalの間で分配された。募金Box moneyは、市中に置かれた救貧募金箱に由来し、もともと、市長募金箱、婦長募金箱、ブラックウェル・ホール募金箱、区陪審員募金箱Wardmote inquest boxes、マーチャント・アドヴェンチャラーズ募金箱、教区聖餐式募金箱Communion boxes in the parishes、そして4つのChrist's Hospital自体の募金箱があった。最も重要な募金箱は各区に置かれた区陪審員募金箱であった¹¹⁾。寄付と募金の年平均収入は£71, £37余で、前者はかなりの変動があったが、後者はほとんど一定していた。その他、Christ's Hospitalではカールマンズマネー carmen's moneyや埋葬料などの収入が

あった¹²⁾。カールマンズマネーと埋葬料の年平均収入は、それぞれ£180, £86余であった。

これらホスピタルの収入は、地代を除いて決して一定せず、不安定で変動が大きかった。とりわけ教区徴収金、寄付などは不況時には大幅に減少した。

ホスピタルの支出は経常支出と臨時支出に分けられた。Christ's Hospitalの経常支出には、看護費、生活必需品費、食料費、年金、衣服費、燃料費、及び職員への賃金などが含まれた。看護費は、ホスピタルの最重要支出項目で、その中には看護婦や乳幼児の世話を自宅でした乳母への賃金、制服の費用、看護婦長への俸給と追加手当が含まれた。それは年平均£501 3 s. 4 d., 最大£954 13 s. 4 d.で、平均総経常支出のほぼ1/4を占めたが、一定ではなくホスピタルに収容された人数、その病状、年齢によって変化した。必需品への支払いも年平均£468余を占め、支出の重要な部分を構成した。その中には、靴、ロープと滑車、かご、インク、洗濯場の竿、石鹼、鍛冶屋への支払いなどが含まれた。食料費は年平均£303余で、平均経常支出の15.3%のみであったが、最も重要な項目であった。その中には毎食提供されたパンをはじめ、ビール、肉、チーズ、バター、玉子、魚の他、レーズン、胡椒、アップルパイの代金も含まれた。おそらく子供たちは常に肉を欠かさなかった。飲み物は主としてビールで、少量のワインとエールが出された。ミルクは料理の材料として、またはその薬効としてのみ用いられ、この時代に母乳の代用には飲まれなかつた。

浮浪者を除く身障者、寡婦、孤児、高齢者、病人はすべて、理事からの援助を求めることができた。年金受給者は、彼らが援助を受ける価値があり、3年間ロンドンの住人であったことを証明する教区の証明書を提出しなければならなかつた。こうした貧民への年金の付与は理事会の同意を必要とした。年金は高齢者や寡婦をはじめ、ホスピタルに収容されていない子供の面倒を見る親、街路で拾った子供を育てている親にも週8d. が与えられた。また病人の配偶者や盲目の兵士、今後働き、物乞いをしないという条件で乞食にも与えられた。退職したホスピタルの職員やハンセン病患者にも年金が与えられた。

建物の維持費は、1552・3年に古い修道院を新しいホスピタルに転換するのに£326 12s. を費やした後は、主として水道管の設置、修理に費やされた。こうした経費の他に、用紙、ペン、インク入れ、書籍など学校としての機能に関係した臨時支出や、Blackwell HallやWorsted Hallの運営費の支払いなどがあった。

4つの王立ホスピタルに関する報告書が毎年発行された。1644年の報告書には、「膨大な数の貧者の維持において、ロンドン市における4つのホスピタルの莫大な費用と経費に関する報告は以下のようである。…嘗ては頻繁にみられた慈善的寄付は、今はほとんど途絶え、極めて僅かの遺贈しかホスピタルに与えられなくなつた。また、ホスピタルに属している地代収入もその賃借人が極めて不十分にしか支払わない。その上、貧しい子供たちの維持費用の大部分を占めたBlackwell Halにもたらされる毛織物に課された入市税は、ロンドンにもたらされる毛織物と製品の欠乏・不足によって減少した。こうしたことによって、上述のホスピタル

[Christ's Hospital] はここ 2 年の間、いかなる子供たちも収容することができないでいる。」と記された¹³⁾。

- 1) T. E. D., vol. III. pp. 424-5.
- 2) 「人々は貧しい人々のために課税されるのに不慣れであり、…十分な金額を集めることはできなかつた。」 Leonard, E. M., op. cit., p. 40.
- 3) Sharpe, R. R., London and the Kingdom. vol. I, London, 1894. p. 449. 紹物商カンパニーには 24 Li. が、魚商、金匠にはそれぞれ 16 Li., 皮革商には 13 Li. 6 s. 8 d., 洋服仕立商には 20 Li. が割り当てられた。1600 年 3 月にも洋服仕立商カンパニーは 16 Li. 16 s. 0 d. を割り当てられた。この割り当てがいつまで続いたか明らかでないが、小規模カンパニーは次第に除外された。 Clode, C. M., The Early History of the Guild of Merchant Taylors. London, 1888. pt. I. pp. 58-9, 405. Appendix 32.
- 4) Manzione, C. K., op. cit., p. 69.
- 5) Leonard, E. M., op. cit., p. 97, n. 4.
- 6) 彼は 1484-87 年に St. Bartholomew's Hospital の理事を務めた。 Wills, p. 714.
- 7) English Historical Documents, vol V. p. 1038.
- 8) Wills, pp. 657-9, 673-4, 683, 684. ff.
- 9) Alice Middleton は皮革商 Thomas の妻であった。 Wills, p. 689.
- 10) Wills, pp. 654-5.
- 11) Manzione, C. K., op. cit., p. 90.
- 12) 前者は、1582 年に市参事会によって荷馬車、及び荷馬車と御者の監視と統制を Christ's Hospital の理事と会計役に委託し、それによって得られる利益をホスピタルの貧しい子供の救済に用いることとされたもので、後者は、市民の葬儀に葬送者、唱歌者として活動する子供への報酬として支払われたものであった。 Manzione, C. K., op. cit., p.
- 13) Leonard, E. M., op. cit., p. 369. Appendix XIV.

N. おわりに、一全国規模への拡大一

ロンドン市当局によって試行された「テューダー朝イングランドにおける社会福祉の最大の実験」は、漸次 York など貧者問題がより逼迫していた多くの地方都市で試みられ、最終的に中央政府によって集大成されることになった¹⁾。

ロンドンの貧民救済組織は、孤児の扶養と訓育のための Christ's Hospital, 病人と虚弱者の看護・療養のための St. Bartholomew's Hospital と St. Thomas's Hospital, そして強健な浮浪者の就労・矯正のための Bridewell Hospital の 3 種の施設から構成され、その経費を強制的課税の賦課によって賄うものであった。修道院解散の後、世俗権力者は街路に溢れる貧民、病人や虚弱者を収容する施設をつくるために、いくつかの旧い建造物を引き継がざるを得なかった。こうしたホスピタルがこの時期に著しい増大をみた貧民問題を緩和したことは疑い得ない。しかし、王立ホスピタルにはこうした貧者すべてを収容する能力はなかつたし、それを維持するための財源もなかつた²⁾。依然として街には乞食や強壮な浮浪者が群がっていたし、その数は増大していた。あらゆる類の人々の大群が王国のあらゆる地域からロンドンに來た。1568 年 3

月に、「当市内で折々に徴収された慈善的施与、そして市民による慈善的遺贈によってChrist's, 及びBridewellをはじめロンドン市内の貧者救済のために設立された他のホスピタルにおける貧しい市民、病人、不能者、さらに貧しい孤児、及び父親のない子供らに与えられた慈善的救済は、王国のほとんどの地域に住む貧しい病人、不具者をはじめ大量の浮浪者、親方を持たない者、及び怠惰な人々を当市へ引き寄せた。」と述べられた³⁾。従って、ロンドンの救貧組織が全く機能するには、全国的規模へのその拡大を待たねばならなかった。「ロンドンはそれ自身の貧者は救済し得たが、イングランドは救済できなかつた」⁴⁾。

ロンドンをはじめ、各地のホスピタルが貧民救済にどの程度貢献したかは明らかではないが、その後のイングランド救貧制度の肝要な部分を形成したことは確かで、ホスピタルの建設はElizabeth朝において最も好まれた慈善の形式であった。中央政府によるホスピタルなどの救貧施設の設置は、1547年の法令で町と村の役人に、「そこで救済され、そして良き人々の献納によって世話をされる不能な貧者に住居を提供するため、市、町、ボロ、村の費用と経費で、そこに住むべき借屋、小屋、又は他の適当な家屋を与え、提供するよう」指示したことに始まった。1576年には全ての州の治安判事に、建物を購入又は賃借し、1, 2, ないしそれ以上の永続的な家屋、ないし適当な場所を矯正院として提供するよう指示した。治安判事は、矯正院を統治する監察官と監事、及び矯正院を維持するために住民に課せられた税を徴収する徴収役を指名する権限を与えられた。この法令はイングランドの矯正院の設置を促した。さらに1593年の法令で、人々に矯正院などの提供と維持のため土地、及び相続財産を寄贈する権限を与え、1597年の法令では、「いかなる人々も、彼の意志で随意に、20年以内に、身障、貧しい、窮貧、又は不能な人々の救済と扶養、及び貧者の就業のために、…1ないしそれ以上のホスピタル、留まる場所、ないし矯正院を創設、確立し得ること」を定めた。同年に、教区委員と監督官は教区の費用で荒地に適当な家屋を建て、不能な貧者をそこに住まわせる権限を与えられた。

一方、財源問題は1547年にロンドンが強制的課税の原則を採用したのに続き、Yorkで1550年、Cambridgeで1556年、翌年にはColchester, Ipswichで導入された。中央政府による強制的課税制度の萌芽は、先述のように既に1530年の法令においてみられていたが、1536年には貧者扶助の義務を明確に教区に負わせることとし、富裕な教区で集められた基金の余剰は、他の貧しい教区の費用を埋め合わせるために使われた。しかし、1552年においても、「市長と町長、及び教区牧師と教区委員は毎年、救貧のための布施を徴収する…者を選出・指名し」、「教会に来た人々から救貧の慈善金を集め、…貧しい不能な人々に分配すべきこと」を定めていた。1555年には、貧民の援助に寄与することを頑迷、かつ強情に拒絶する者は、「司教が召喚し、慈悲深き方法を以って勧誘し、説き伏せるべきこと。」を、さらに1563年には、治安判事、及び市長に、「そうした全ての頑迷者に対して、その居住する教区内の救貧に関して毎週支払うべき金額をこれらの者に賦課する」権限を与えた。その間、救貧基金を得るのに多大な困難があつたため、1558年に教区委員に日曜日に教会に行くのを怠つたすべての教区民に20d. を科す権限を与え、

さらに1570年には、破産者から没収した商品の半分を破産者が偶々いた市、町のホスピタル内の貧者に分配し、日曜日に羊毛製の帽子を被っていないために科せられた罰金の半分を同じ目的に充てることを定めた。こうして漸く1572年に至り、浮浪者の刑罰条項と共に全教区を拘束する強制的救貧税が定められた⁵⁾。この強制的救貧税に加えて、1581年にミサ、礼拝の欠席に科せられた罰金の1/3は違反があった教区の貧者のために使うことを定め、1587年には同じ罰金の1/3を、貧者、及び矯正院、さらに身障の兵士の救済と扶養に充てる権限を財務長官、大法官らに与えた。また、King's BenchとMarshalsea監獄の貧しい囚人、及びそれぞれの州に存在するホスピタルと救貧院のために、通常の税率に加えて全ての教区から週2-4d. が徴収され、監獄にそれぞれ毎年20s. が送られ、剩余金は州の貧しいホスピタルに分配された。

他方、1575-6年に強健な浮浪者に仕事を提供することが明確に規定され、全ての市、町、及び市場町などの羊毛、大麻、亜麻、鉄又はその他の必要な原材料の仕入れに住民に課された税を充てるべきことが定められ⁶⁾、1597-8年には、全ての教区の貧民監督官に、親が養い得ない全ての子供、自らを維持し生活の糧を得るべき生業を持たない既婚・未婚の全ての人々を仕事に就かせるための処置をとること、さらにその教区の全ての住民、及び土地占有者に対して、貧民を就業させるのに必要な製品及び原料の準備に充てるために課税、徴収する権限を与えた。また、身障者、不能者、老人、盲人、及び働くことのできない貧者の救済とそうした子供を徒弟に出すのに必要な金額を当該教区の能力に応じて教区から徴収することとした⁷⁾。同じ年の別の法令では、すべての浮浪者、強壯な乞食らは血塗れになるまで鞭打たれ、生まれた場所ないしは最後に1年間住んでいた場所まで教区から教区に送還され、そこで就労すべきこととした。鞭打たれた後、罪人は処罰の日と場所、向かうべき場所、そこに着くのに許された時間を記した証明書が与えられ、違反した場合にはそこで鞭打たれ、彼が処罰なしに最後に通過した村の役人によって、矯正院、もしくは監獄に入れられた⁸⁾。これらの法令においては、救済に値する真正な貧者と、怠惰で堕落していることにより貧困に陥った強壯な乞食の2つの類の貧者が別々の法令において取り扱われた。しかし、その制度は依然として不完全であった。周知の1601年の法令は、これらの法令に基づいて貧者を救済し、浮浪を抑制するための完全な方法を形成すべく制定されたもので、そこでは課税対象者を「すべての住民、在地の教区牧師、同教区内の教区牧師、その他、土地、家屋の占有者、聖俗の10分の1税取得者、炭坑所有者、販売用木材所有者」と詳細に規定し、さらに、「彼らが適当と考える所で、その両親が彼を扶養できない貧しい子供を徒弟とすること」を適法とした⁹⁾。こうして確立されたElizabeth救貧法は、その本質において、既にロンドンを始め各都市当局によって実施されてきていた原理を国家的規模に拡大したものであった。

17世紀に入って、それまでの法令が厳格に実行されていなかったために矯正院が設立されていないし、期待した程の効果を上げていなかつたからか、1609年に、「すべてのそれらの法令を厳しく実行し、流れ者やその他の怠け者を働かせるための水車場、轆轤、羊毛用梳き櫛などの

用具のある、手頃な裏庭を備えた矯正院を直ちに全ての州において供すべきこと」、さらに1624年には、「貧者のためのホスピタル、及びワークハウスの設立に関する法令」により、「その法令に従って、設立された、そして設立されるホスピタル、矯正院、及び居住場所は法人格を付与され、永続性を持つべきこと」が定められた。

- 1) Slack, P., op. cit., p.119. 地方都市については、例えば1571年にNorwichで「不能な貧民は週年金を、若者と少女は仕事に就かせ、働くことのできる怠惰な者はbridewell、または矯正院に収容する」規約が定められた。Lipson, op. cit., p.414. 授産施設は、Leicesterで1552年、Yorkで 1569年に着手された。V. C. H. Yorkshire. iii, pp. 466-7.
- 2) Leonard, E. M., op. cit., p.40. ロンドンの人口の増大は極めて著しかった。40年ごとにその人口は2倍になった。1603年からの30年間、毎年の洗礼数は5,458から9,997に増大した。
- 3) 院内よりも院外で多くの貧者が救済された。月々の年金を支払われたハンセン病患者に加えて、衰退した貧しい市民は、すべて必要に応じて週年金のかたちで院外救済を受けた。T. E. D., vol.III, pp. 416-7.
- 4) T. E. D., vol.III. p.421, Lipson, E. E., op. cit., vol.III, p.413.
- 5) English Economic History. Select Documents. eds. by Bland, A. E., Brown, P. A., Tawney, R. H., London. 1914. p.372.
- 6) Statutes of the Realm. IV. pp. 610 seq. 「若者を働くのに慣れさせ、仕事に就かせることによって怠惰な無頼漢にならないように、そして既に怠惰に成長して、現に無頼漢である者が、いかなる役務も仕事も得ることができないといきなる正当な言い訳をもさせないよう、同時に仕事を望んでいる他の貧しい人々が仕事に就くことができるよう」ということを意図した。そして、もし働くことのできる貧しい人々が、働くのを拒んだり、又は物乞いに出かけたり、又は怠惰な生活をしたら、原材料を使って仕事をするのに不適であるとして、矯正院に収容されることになった。
- 7) Nicholls, G., op. cit., vol.I, pp. 179-180. (39 Elizabeth, c. 3) 1598年4月3日にChelmesfordで開かれた四季巡回裁判所において、「現在、当州 [Essex] の中で、貧民監督官が任命されていない地域では、今後その管区において治安判事がこれを任命すべきこと。」との命令が下された。T. E. D. vol. II. pp. 362-4. 1598年1月10日にDoncasterで開かれた法廷で、「貧民救済のために課税がなされたが、…一部の住民はこのため深く苦しんでいる。このため同課税は…次の法廷まで延期する。」との決定がなされた。また、同年1月12日のLeedsの法廷では、「この村は、この村自体の貧困者のために既に多額の負担を負っているので、同人〔1人の乳幼児〕の救済は不可能である。」とされた。T. E. D. vol. II. pp. 365-7.
- 8) Nicholls, G., op. cit., vol.I, pp. 182-3. (39 Elizabeth, c. 4)
- 9) English Economic History, op. cit., pp. 380-1.